

マージン率などの情報

会 社 名 北海設計株式会社
許可番号 派 01-301146

- ① 派遣労働者数（令和8年6月1日現在）
0人 「実績なし」
- ② 派遣先事業所数（令和8年6月1日現在）
0人 「実績なし」
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額（令和7年度）
0円 「実績なし」
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額（令和7年度）
0円 「実績なし」
- ⑤ マージン率平均（令和7年度）
0.0% 「実績なし」
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
「訓練内容」
別紙・令和8年度教育訓練計画 参照
「キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先」
相談窓口：北海設計株式会社 本社管理部
電話番号：0158-24-4324
- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
「特になし」
- ⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
「実績がないため、労使協定を締結していない」

R8 年度教育訓練計画

社内様式

文書毎に管理

文書番号 文-

頁 1/2

北海設計株式会社

承

認

確

認

制

定

制

定

改

定

版

2026/4/01

-

1

令和8年4月1日作成

(1)教育訓練の計画

社長は、教育訓練実施計画作成にあたり、各社員との聴き取りや面談により、当該年度の目標等を確認し教育訓練計画を策定する。

① 教育・訓練の目的

教育・訓練は、社長及び役員が各社員に要求される力量を考慮した上で、発注者及び顧客に対する信用・信頼の獲得を目的に実施する。

② 研修範囲

- a) 技術知識の習得のための内・外部研修、及び資格更新の為「CPD」取得講習。
- b) 資格試験の受験
- c) 社員の力量を考慮した、内部講習による教育及び指導。
- d) 模擬検定や本検定に参加し、業務内容の理解を深める。

③ 実施時期

令和8年4月1日～令和9年3月31日迄。

(2)教育訓練の実施

- ① 教育訓練実施計画をグループウェアにより公表。
- ② OJT・各ミーティングによる教育訓練は、職位上位者により適切に実施出来る者が行う。
社長は、実施計画にもとづき、社員を資格試験の受験及び外部講習に参加させる。
- ③ 内部講習は、社内の職位上位者による実施と、社外講師による実施とする。
- ④ 外部講習は、社長の承認を必要とする。
- ⑤ 資格更新の為、CPD の取得が必要な社員は、外部講習及び内部講習をあわせて年間40H 以上を取得する。
- ⑥ 建設系CPD協議会の加盟団体および加盟団体が認定したCPDプログラム情報から、外部講習情報を取得する。
- ⑦ CBT 試験や Web 講座等を利用し、社員を資格試験の受験及び外部講習に参加させる。

(3)教育訓練の記録

社員は、建設系CPD協議会に加盟している団体に加入し、団体のシステムにエビデンスを記録すること。

<http://www.cpd-ccesa.org/>

(4)その他

① 合格一時金について

「技術士」、「RCCM」、「コンクリート診断士」、「その他社長が認める資格」に合格及び登録後、一時金(10万円、5万円)を支給する。ただし、各資格については一度のみとなります。

(＊趣旨は、公共事業を受注する会社において、現在及び将来必要とする難易度の高い資格について支給。)

② 旅費規程 第17条から、宿泊料は宿泊日夜数に応じ支給する。

各種受験、受講の出張で主催者が宿泊場所を指定する場合は、その宿泊料を会社負担とする。

日当は受講 100%支給、受験 50%支給とする。但し、費用を会社負担する受験は2回までとする。

(5)派遣労働者及び契約社員は、当社社員と同様の教育訓練を実施する。派遣業に基づく教育訓練は、別紙1に定めるところとする。

尚、キャリア形成に伴うキャリアアップに資する教育訓練については、正社員・契約社員・派遣労働者等同様の対応を実施し、すべて有給無償とする。

R8 年度教育訓練計画

社内様式

文書毎に管理

文書番号 文-

頁 2/2

北海設計株式会社

承

認

確

認

制

定

制

定

改

定

版

2026/4/01

-

1

令和8年4月1日作成

別紙 1

(1) 教育訓練の計画(キャリア形成支援に関する計画)

社長、所属長及び派遣元責任者は教育訓練実施計画作成にあたり、各社員との聴き取りや面談により、当該年度の目標等を確認し教育訓練計画を策定する。

① 教育・訓練の目的

教育・訓練は、派遣労働者及び契約社員の力量を考慮した上で、技術・技能の獲得を目的に実施する。

② 研修範囲

- a) 技術知識の習得のための内・外部研修・講習
- b) 資格試験の受験

③ 実施時期

令和8年4月1日～令和9年3月31日迄。

(2) 教育訓練の実施

当社の業務範囲(測量・土木設計・土質/地質調査・環境調査/分析・排水処理施設の維持管理・重機操作にかかるオペレート)からキャリアアップに資する教育訓練を実施する。

① 新規採用にかかる教育訓練

- a) 入所時に当社の業務範囲を把握して、基本的な業務知識の習得をはかる。
- b) 入所者の意向を確認して、特定業務の技能知識の特徴紹介をはかる。

② 各種機器操作にかかる研修

- a) PC機器(ハード)操作にかかる研修を実施。ソフトの立上、外部機器の接続方法、特殊機材(データロガー/コレクタ等)の接続方法及びデータの吸上げの操作の研修。

③ PCソフト(アプリケーション)操作にかかる研修(職位上位者及び関連会社/提携会社による訓練)

- a) 測量系及び土木設計系のソフト操作習得。(V-nas・オートCAD・BLUE TREND・3Dソフト・その他CAD系ソフト)
- b) 土質/地質調査系のソフト操作習得。(柱状図作成ソフト・電気検層ソフト・円弧スベリ解析ソフト等)
- c) 環境調査/分析系のソフト操作習得。(アドビ系画像ソフト)また、特殊アプリケーションソフトは業務提携会社(環境調査・分析)による外部研修
- d) 排水処理施設の維持管理。(施設集中管理システムの操作/研修)

④ 重機操作にかかるオペレート研修は専門研修機関での実施。講習及び技能資格の習得。

⑤ システムソフトのオペレートにかかる研修

当社の業務範囲にかかる技能を「(2)教育訓練の実施」で実施。但し、排水処理施設の維持管理に伴うシステム基幹ソフト(エンジニアリングソフト/シーケンサソフト)については、メーカーの各研修所にて受講する。

⑥ 労務管理研修は、「(2)教育訓練の実施」で実施

各部門にかかる研修は外部機関の職長研修、マネジメントにかかる研修は中小企業大学校及び国の指定校にて研修を実施。

(3) その他、具体的な事項は「様式3号-2キャリア形成支援制度に関する計画書」によるが、当社は正社員登用と専門技術習得を目的に教育訓練を実施する。

#